

令和 7 年度交流及び共同学習支援員（年 149 日）（会計年度任用職員）募集要項

1 職名

交流及び共同学習支援員（年 149 日）

2 募集期間

令和 6 年 1 月 3 0 日（土）から令和 7 年 1 月 1 7 日（金）まで

3 募集方法

ホームページ及び区報へ募集記事を掲載します。

4 募集人数

2 人程度

5 選考方法

書類審査・作文・面接

○第一次選考 書類審査・作文

○第二次選考 面接（第一次選考合格者のみ）

6 応募資格

令和 7 年 4 月 1 日現在、教員免許保有者（取得見込み含む）＜年齢不問＞

なお、下記（１）～（６）のいずれかに該当するかたは受験できません。

- （１）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - （２）目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - （３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - （４）現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）に定める労働時間（1 日 8 時間又は週 4 0 時間）を上回る事となる者
 - （５）教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
 - （６）教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に 2 つ以上兼ねることはできません。

7 職務内容

- ・ 障害のある児童・生徒の介助業務
- ・ 交流及び共同学習の企画補助、運営補助

なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。

8 雇用期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで。

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

9 勤務日及び休日

勤務日

月 11 日以上年間 149 日勤務

＊おおむね週 3 日（月～金のうち）勤務となります。

休日

月曜日から金曜日までで勤務を割り振られなかった日、土曜日、日曜日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）及び祝日。ただし、あらかじめ学校行事（運動会・学芸会等）で土曜日、日曜日に勤務を割り振られた場合を除きます。

10 勤務時間

1 日の勤務時間 7 時間（休憩時間を除く）。

＊具体的な勤務日及び勤務時間は、勤務先の校長が学校の事情に応じて割り振ります。

＊また、業務執行上必要がある場合は、1 日の勤務時間の割り振りや勤務日を変更する場合があります。

11 勤務場所

目黒区立小・中学校に設置されている特別支援学級

＊具体的な勤務校は採用後に決定します。

＊区立小・中学校は、敷地内全面禁煙です。周辺道路を含めて喫煙することはできません。

12 報酬額等

月額約 139,168 円（地域手当相当額を含む）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末・勤勉手当等を支給します（期末・勤勉手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）。

報酬の支給日は、毎月 15 日です。ただし、15 日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

13 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

14 休暇等

年次有給休暇は 7 日です。勤務日単位または時間単位で取得できます。

この他に、夏季休暇、妊娠出産休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

15 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

16 社会保険及び雇用保険の適用

健康保険、厚生年金、雇用保険が適用されます。

（１）加入する健康保険

公立学校共済組合

（２）任意継続

退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き１年以上組合員である必要があります。（任用期間が４月１日から翌年３月３１日までの１年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が１年を超える必要があります。）

17 健康管理

年１回定期総合健康診断等を実施します。

５月１日時点在職者で、一定の要件を満たす場合のみ対象となります。

18 被服貸与

職務遂行上、被服が必要な職及び所属に配属された場合は、被服を貸与します。

19 その他

目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

20 応募方法

（１）提出書類

ア 履歴書（６月以内の撮影写真添付）

＊令和７年度期限付任用教員採用候補者名簿に登載されている方は、その旨を必ず履歴書に記入してください。

イ 教員免許状の写し（免許取得見込み者は免許状取得見込証明書）

ウ 作文

・テーマ 「障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が学校教育の一環として学習活動を共にする交流及び共同学習の取り組みについて」

・文字数 ８００字程度

・市販の原稿用紙、パソコン等での入力・印刷したものどちらでも可

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

（２）提出期限

令和７年１月１７日（金曜日）（必着）

（３）提出方法

封筒に「交流及び共同学習支援員（年１４９日）」と明記し、履歴書、教員免許状の写し（免許取得見込み者は免許状取得見込証明書）及び作文を、教育支援課特別支援教育係へ郵送又は持参してください。

21 郵送先・問い合わせ先

郵便番号 １５３－８５７３

目黒区上目黒二丁目１９番１５号

目黒区教育委員会事務局 教育支援課特別支援教育係

電話番号 ０３－５７２２－９３２２（直通）

受付時間 月曜日から金曜日 午前８時３０分から午後５時００分まで

以 上